

●身体拘束の対象となる具体的な行為とは

- ①排御しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで具体的な例であり、上記11項目に無くとも行動を制限している行為は身体拘束と考えるようにしましょう



●身体拘束が省令基準により禁止されている施設

- ①特別養護老人ホーム
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設
- ④短期入所生活介護事業所
- ⑤短期入所療養介護事業所
- ⑥特定施設入所者生活介護事業所(有料老人ホーム、軽費老人ホームのうち指定を受けた施設)
- ⑦認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)



●緊急やむを得ない場合の対応(例外規定)

「切迫性」「非代替性」「一時的」といった以下の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる上、抑制の判断についてはスタッフ個人で行わず施設内で協議し、記録を残す事が必要となります。

【切迫性】 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと

【非代替性】 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【一時的】 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること